

公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会

2018（平成30）年度

事業報告

2018年4月1日～2019年3月31日

目次

2018 年度実施事業の概要	2
2018 年度実施事業の詳細	3
女性人権事業（公1）	3
女性福祉事業（公2）	9
収益事業	12
法人運営に関する事項	13

2018年度実施事業の概要

公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会（以下、当会という）は、女性人権事業（公1）と女性福祉事業（公2）の2本の柱を立てて公益事業を推進している。

2018年度も「女性と子どもが安心して生きられる社会の実現をめざして」を目標として掲げて活動した。その実現のために下記の重点課題を設定した。

①女性人権事業—

本年も全国各地での公益事業実施にあたって各地の代表者と担当職員による綿密な連絡・調整を心がけ、参加人数の増加を図った。支援者の増加や担い手育成に向けて、教育機関や関連団体での講演、他団体発行物等を通じ積極的に当会の活動理念や活動内容を紹介したり、活動説明会においては参加者の共感を得られるようわかりやすく参加者の関心に焦点を当てた説明を心がけた結果、当会に深い関心を持ってくださった方が増えたが、担い手の育成までには至らなかった。女性人権事業と女性福祉事業の担当幹事は相互に情報共有を促進し、連携強化につとめた。

②女性福祉事業 —施設運営の充実

施設内及び矯風会全体での業務の連携強化を推進した。安全対策として施設内設備の点検につとめるとともに、防犯・防災対策に力を入れた。

③広報・情報発信の強化

公益事業のチラシ配布、関連団体への参加呼びかけ、当会ホームページや雑誌催事投稿欄への掲載依頼、メルマガ、フェイスブック、ツイッターの活用に努めた。

④財政の安定化

多方面のアドバイスを得て、さまざまな方策にとりくんだ。

公益事業の概要

女性人権事業では、創立(1886年)の精神を踏まえ、2018年度も「平和」「性・人権」「酒・たばこの害防止」の3テーマに焦点を当て、女性と子どもの人権向上を目的とした啓発活動を行った。

女性福祉事業では、緊急避難センター「女性の家HELP」を運営した。同施設では年間を通じ施設の防火、防犯、食品衛生、伝染性疾患や感染症対策など具体的な安全対策の再点検と改善を実施した。毎年敷地内で実施される合同防災研修会に、本部・施設職員が参加した。

収益事業の概要

当会の基本財産である土地・建物の一部を活用して、不動産賃貸及び駐車場運営を行い、その収益から費用を引いた残りのうち、50%を公益事業の収入源としている。また残額は法人会計をまかなうためにも有効に用いられている。

*当会全体では、収益が89,317千円、費用は94,404千円だった。費用の内訳は公益目的事業に63,841千円、管理費6,659千円で、公益目的事業比率67.62%となった。

2018年度実施事業の詳細

2018年度女性人権事業（公1）

当会は創立以来132年、女性の人権向上を求め、また平和を唱えながらアジア太平洋戦争を阻止できなかった過去を反省し、戦争のない平和の尊さを訴え、一人ひとりが大切にされる社会の実現のために活動を行ってきた。創立当時、女性が社会的権利をほとんど奪い取られていた時代に果敢に立ち上がった先輩女性たちの志と信仰を高く掲げつつ、2018年度も武力によらない平和、性的人権の確立、アディクション問題の啓発を中心に、重点課題の「女性と子どもが安心して生きられる社会の実現」に取り組んだ。啓発誌『婦人新報』は、2017年度より冊子名を『k-peace』と改め、「人権と福祉 女性の視点から」をコンセプトとする公益目的の冊子として発行している。

1. 講演会やシンポジウム、ワークショップ等の開催、政策提言

<平和部門>

平和部門は「戦争の記憶を次世代に引き継ぐこと、平和憲法の大切さとその果たしてきた役割を様々な視点から検証し、その意義を伝える」、「原発はいのちと共存しないゆえに反対する」「女性と子どもが安心して安全に暮らせる社会を実現する」という方針のもと活動を進めてきた。2018年度も全国各地(安中、金沢、新宿、札幌、松本、和歌山)で基本的人権の尊重、戦争や貧困のない社会を目指す講演会が開催された。平和部門では毎年「平和を考えるつどい」を開催している。2009年8月の第1回開催以来、今回で10回目となった。戦争体験者が年々減り、戦争の記憶が次第に薄れてきた今こそ、戦争がもたらすものをしっかりと心に刻もうと、初回平和を考えるつどいで大きな反響があった被爆直後の広島・長崎を撮影したジョー・オダネル氏の写真を再び展示し、オダネル氏のメッセージを伝える朗読会を企画し、過去最高の160名の参加があった。死刑制度の廃止は世界の潮流であるにも関わらず、2018年7月にはオウム真理教事件の死刑囚が1か月に13名、処刑された。全ての人の命は等しく尊重されるべきであるとの立場から、矯風会では2018年度に法務大臣に対し、死刑執行に関する抗議書・要望書を3回提出した。

また、キリスト者平和ネット、日本キリスト教協議会靖国神社問題委員会等の協力関係にある他団体と連携して集会への協力および参加などを行い、メールマガジン等を通じた情報発信に努めた。このほか、平和憲法の理念実現に向けた署名活動や選択的夫婦別姓の導入など民法改正を求める請願署名も継続して行った。

平和部門関係の要望書・抗議書・声明

- ・要望書 7.13 上川陽子法務大臣宛 「7月6日、7名の死刑囚に対して死刑が執行されたことに強く抗議し、死刑制度の廃止を求めます」
- ・抗議書 8.2 上川陽子法務大臣宛 「7月26日、6名の死刑囚に対して死刑が執行されたことに対して強く抗議します」
- ・要望書 12.21 安倍晋三内閣総理大臣・石井啓一国土交通大臣・岩屋毅防衛大臣宛 「大浦湾に土砂を投入したことに抗議し辺野古新基地建設の中止を求める」
- ・要望書 12.27 山下貴司法務大臣宛 「12月27日に大阪拘置所で岡本(河村)啓三

さん、末森博也さんに死刑が執行されたことを強く抗議し、死刑制度の廃止を求めます」

・声明 2019. 2. 28 「‘即位礼・大嘗祭’に対する声明」

＜性・人権部門＞

性・人権活動の使命は、「性」を尊厳をもって生きてゆく社会の実現であり、そのために人の尊厳の中核にある性的人権を護り、それを侵す性暴力・性搾取・性虐待の根絶に取り組んでいる。2018年度以下の分野に焦点を当てて、香川県、和歌山県、そして東京で複数回の講演会、及び初の試みとして毎回トークゲストを迎えてのドキュメンタリー映画の連続上映会を開催した。また通年にわたり国会・政府・行政機関等への要請行動、政策提言を行った。

女性と子どもへの暴力問題では、7月香川県高松市において、長年心理職として女性相談に携わってこられた講師を迎え、女性相談・子ども相談の窓口から人権を考える講演会を開催。10月には和歌山市において女性の人権啓発のため、日本国憲法24条草案を書いたベアテ・シロタさんの思いを伝えるドキュメンタリー映画の上映会を行った。12月創立記念集会では2人の若手実力派・活動派作家を迎えたトークセッションを開催。明治から今日に至る日本でのフェミニズム運動、特に性・人権のため闘い歴史を切り拓いてきた女性たちの姿やシスターフッドが甦り、今を生きる女性たちへのエールとなった。

児童買春・児童ポルノ禁止法に係る被害児童数が過去最悪を更新している現状に鑑みて、法執行機関（警察庁・警視庁）への執行強化の要望と協力活動を行った。また同禁止法については児童ポルノ定義の改正を含む第三次法改正を求めて、国会議員等への要請行動を開始、矯風会啓発誌k-peace2月号記事に改正要望の内容を掲載した。

戦時性暴力問題では、日本軍「慰安婦」問題の真の解決のためには、日本政府による法的対処と歴史事実の継承が基本であるとの立場に立ち、世界の全ての国における再発防止、戦時性暴力の廃絶を願い活動を続けた。7月、9月、10月東京において、日本軍「慰安婦」被害者の日常と活動を描いたドキュメンタリー映画「ナヌムの家」三部作を希望のたね基金と共催で上映。毎回、日韓から著名な活動家や映画監督・劇作家をトークゲストに迎え、過去から現在へと続く全ての性暴力の根絶を願う啓発の時とした。8月、日本軍「慰安婦」問題解決全国行動等主催の日本軍「慰安婦」メモリアル・デー・シンポジウムに参加。

1973年より女性の性的人権と日本軍「慰安婦」問題に焦点を当て運動を展開してきた「性搾取問題ととりくむ会」（前・売買春問題ととりくむ会 加盟13団体）が2017年度末をもって解散、活動は後進に託された。矯風会は長年事務局長を出し事務局を担った。

ジェンダー・セクシュアリティ分野では、東京で毎年開催してきたトークと交流会「ありのまま自分らしく生きるー多様なセクシュアリティの中で」の第5弾を2019年2月に開催した。講師2人の講演では、LGBTの人権に係る国際的進展の様子、国内の動きに関しては長野県における市民のアクションと目覚しい条例制定の事例紹介があった。当事者視点からの質疑も活発で良い交流の時となった。講演内容は啓発資料として次年度広報に活用する。

<酒・たばこの害防止（アディクション問題）部門>

アディクション問題の啓発と相談、**禁煙推進活動**を継続した。

酒害防止活動で関係の深い一般財団法人日本禁酒同盟との共催講演会を実施した。矯風会を全く知らなかったという参加者もあり、広報範囲が広がるメリットがあるので、今後も共催を継続する予定である。

ここ数年恒例となった新宿区男女共同参画課との共催（区民企画パートナーシップ講座）講演会は、アディクション問題を前面に出さずに、家族療法の専門家を招いての講演とした。アディクション問題は「家族を巻き込む病」と言われているので、当事者のみならず、相談を受ける立場の参加者にも好評だった。新宿区との共催のため、行政の相談機関のお知らせをした。当日さっそく相談したいと願う参加者が複数あり、社会資源をどのように啓発していくか、新たな課題を与えられた。

専門家でなくとも相談にのることは多いので、横浜で、相談された場合に留意すべきことを学習し、自助グループメンバーにAA（匿名参加のアルコール依存症者自助グループ）の概要と体験談を聞く学習会を開催したことは、時宜にかなったものとなった。

近隣施設の喫煙女性向け学習会は、好評のメイクレッスン形式とした。「20年後も美肌でいられるメイクレッスン」と題して、たばこが肌・歯に与えるダメージ映像も紹介したが、禁煙の動機付けには至らなかった。メイクを通して成育歴上のトピックスが浮き彫りになることがあり、慎重な対応が必要だと痛感した。一般向けの啓発も必要であるが、効果的な方法が少ない。新宿区路上喫煙対策協力員に登録、啓発・声かけ活動を継続した。矯風会のある地域の特性として通行人は外国人が多く、日本語での声掛けや啓発チラシだけでは限界がある。行政を巻き込んだ運動にしていいため、対策協力員の交流会等で実情を報告した。

イッキ飲み防止活動などで協働してきた日本アルコール問題連絡協議会は、アルコール基本法成立を一つの区切りとして、約50年の活動を終了したが、矯風会が残務整理を担当している。

禁煙推進事業として、矯風会館近辺のポイ捨て吸殻清掃、オリジナルリーフレットの作成・配布等の活動をした。全国禁煙推進協議会に加盟、他団体とも協働した。

2. **啓発誌「k-peace」の頒布**（偶数月 年6回発行、約1050部/回）

2018年度特集のタイトルは順に、「アディクション問題 そのとき家族はどうする?」「メディア・リテラシー ～差別や偏見を見抜く～」「“安全保障のジレンマ”を越えて」「複雑化する人身取引問題」「自分らしく生きられる『ホーム』を ～居所のない女性たち～」「性暴力・性搾取とのたたかい ～戦時性暴力、AV強要、子どもの性搾取～」。

当会が各地で行う公益事業会場での販売、ホームページ・フェイスブックを利用して刊行のお知らせを行った。

3. **アディクション問題や性搾取・性暴力問題等に関する相談**

アディクション問題を抱えた当事者、家族、支援者からの相談(電話・eメール・来会)は男女を問わず受けるが、女性の視点を大切にしているフェミニストカウンセリングの

手法で対応している。2018年度は本人・家族・関係者から30件(7人)の随時相談があり、専門機関の紹介や資料提供等を行った。アルコール依存症よりも、ネット依存、機能不全家族問題、コミュニケーション問題等がテーマとなるが増えている。

毎月1回の定例開催であるAKK(アディクション問題を考える会)相談例会には、11回で延べ23人が参加(2017年度12回28人)。自助グループのグループミーティング形式を応用して開催しているが、メンバーが固定して、フリートークを希望されることが多い。

近隣女性施設にて嗜癖・禁煙相談を5回開催した(参加者延べ18人)。

このような相談事業を継続するためには、相談員の養成と研修が必要であるが、2018年度も一般向けのアディクション問題相談員研修は実施できなかった。相談担当者の自主研修だけでは限界があり、今後の課題となっている。

性・人権にかかわる電話相談に随時対応し、傾聴と情報提供を行った。他団体との連携として、ECPAT/ストップ子ども買春の会とは被害者相談も含め長年協力・共働関係にある。PAPS(ポルノ被害と性暴力を考える会)によるAV撮影強要など性搾取被害女性や子ども救援のための相談・カウンセリング実施に2018年度も協力し、安全な相談環境を提供した。

【表1】 2018年度 女性人権事業 講演会・学習会等 一覧表 (敬称略)

開催日 人数	講演会タイトル (主題、副題)	講師名 (肩書)	開催場所
5/15(火) 60人	非戦への志 ～柏木義円を「辺野古」から読む～	岩井健作(日本キリスト教団 隠退牧師)	日本キリスト 教団安中教会
6/23(土) 178人	〈全国大会記念講演会〉 新しいモノサシで考える ～今、私がつたえたいこと～	国谷裕子(元NHKキャスタ ー、東京藝術大学理事)	矯風会館 ホール
7/2(月) 63人	あれから7年、子どもたちの体はいま	小谷孝子(ICANメンバー) 内藤新吾(NCC核問題委員会 委員長)	矯風会館 ホール
7/6(金) 18人	憲法のこと、ふつうに話そう 暮らしの ことだもの Part 2	水野スウ(「紅茶の時間」 主宰)	日本基督教団 金沢長町教会
7/7(土) 26人	女性相談・子ども相談の窓口から人権 を考える	岡悦子(前香川県女性相 談センター所長)	日本キリスト 教団屋島教会
7/13(金) 73人	日本国憲法と東アジアの安全保障 ～日本の進むべき道を見極めよう～	孫崎亨(ジャーナリスト、 元外交官)	矯風会館 ホール

開催日 人数	講演会タイトル（主題、副題）	講師名 （肩書）	開催場所
7/14(土) 30人	フィリピンの貧しい人たちに寄りそって	加藤信子(アライカパ友の会 主宰、矯風会員)	日本基督教団松 本教会
7/29(日) 113人	〈日本軍「慰安婦」問題ドキュメンタリ ー映画上映①〉 「ナナムの家」(1995年制作)	トークゲスト：ユン・ミヒ ャン（韓国挺身隊問題連絡 協議会共同代表）	矯風会館ホール
8/23(木) 11人	〈福祉施設学習会〉 20年後も美肌でいられるメークレッスン	田島みゆき（メンタルケア メーク 21 主宰）	施設会議室
9/2(日) 100人	〈日本軍「慰安婦」問題ドキュメンタリ ー映画上映②〉 「ナナムの家 II」(1997年制作)	トークゲスト：古居みずえ （映画監督）	矯風会館 ホール
9/22(土) 18人	〈9.18事件公開学習会〉 遺族たちの悲憤～忘れられない記憶 ～（キリスト者遺族の会と共催）	証言者：キリスト者遺族の 会	矯風会館地下 集会室
9/28(金) 160人	〈平和を考えるつどい2018〉 第一部 ジョー・オダネル写真展&朗読 第二部 チェロの音色で平和と愛を	ガントレット敦子(矯風会 平和部門員)他NPO日本朗読 文化協会メンバー 加藤修子(ソプラノ歌手)・ 西谷牧人（東京交響楽団首 席チェロ奏者）	矯風会館 ホール
10/1(月) 49人	泊原発を考える ～ふくしま・チェルノブイリ被害者との語 りから～	飯田瑞穂（矯風会理事長、 牧師）	北海道クリス チャンセンタ ー
10/7(日) 103人	〈日本軍「慰安婦」問題ドキュメンタリ ー映画上映③〉 「ナナムの家 息づかい」(1999年制 作)	トークゲスト：石原 燃 （劇作家）	矯風会館 ホール
10/12(金) 21人	依存症（アルコール）と回復	体験談：アルコール依存症当 事者女性 新宮三紀（矯風会酒・たばこ の害防止部門長）	神奈川県民活 動サポートセ ンター
10/13(土) 34人	DVD「私は男女平等を憲法に書いた」 ～日本国憲法 24 条草案を書いたベア テ・シロタさんの思いを伝えるドキュメン タリー～上映会		和歌山男女共 同参画センタ ー “リーブル”

開催日 人数	講演会タイトル（主題、副題）	講師名 （肩書）	開催場所
11/3(土) 33人	語り始めた被害者たち ～明らかになってきた現代の性暴力・性搾取～	田口道子（PAPS 理事長、矯風会性・人権部門員）	矯風会館 3階集会室
11/22(木) 37人	飲酒依存の経緯と回復の道 ～男女で何が違う？～ （日本禁酒同盟と共催）	紙谷名枝子（ASK 予防教育講師、日本学校教育相談学会認定カウンセラー） 体験談：断酒修養会メンバー	矯風会館 ホール
12/6(木) 87人	<創立記念日集会トークセッション> 女たちは何をめざしてきたか～「日本のフェミニズム 性の戦い編」を中心に～	北原みのり（作家、希望のたね基金理事）、柚木麻子（作家 山本周五郎賞受賞）	矯風会館ホール
2019年 1/26(土) 20人	<トークと交流の会> ～多様なセクシュアリティの中で ありのまま自分らしく生きる～ 地方での取り組みと国のうごき	みや（レインボーフェローズナガノ代表）、飯野由里子（東大バリアフリー教育開発センター）	矯風会館3階集会室
2/4(月) 39人	<神学生交流会ミニ講演会> DV被害の相談を受けたら	松井弘子（矯風会女性の家 HELP 施設長）	矯風会館2階礼拝室
2/20(水) 42人	<新宿区とのパートナーシップ講座> 「家族」の問題で悩んだら ～解決を目指す“相談”とは～	佐野百合子（遠藤嗜癖問題相談室前室長、精神保健福祉士）	矯風会館ホール
3/2(土) 37人	（2.26 事件公開学習会） 天皇の戦争責任のゆくえ ～天皇の代替わりに際して～ （キリスト者遺族の会と共催）	三浦永光（キリスト者遺族の会会員、津田塾大学名誉教授）	矯風会地下集会室
参加人数 合計 1352人			

2018年度女性福祉事業（公2）

当会が女性福祉事業として運営している宿泊所は、困難な状況にある女性の支援を目的としている。緊急一時避難シェルター「女性の家HELP」には、専門的資格や経験を有する支援員、調理者、宿直のスタッフを配置している。宿泊所利用者の多くは、法的制度を活用して入所しているが、在留資格の無い外国籍女性を含め、法外滞在の者等、現行の法律だけでは対応できない場合でも、必要な支援を提供している。そのような「法のすきま」にいる女性・子どもへの支援には公的資金が付かないことも多いが、善意の寄附により運営を継続している。

2018年度はAED設置、空調設備取替など、設備改善に努めた。また、タガログ語に加えインドネシア語での支援も可能とするなど、外国籍女性の受け入れ態勢をより充実させた。

利用者減少等の事由により、2018年度は中長期シェルター「矯風会ステップハウス」を一時休止とした。各行政へは休止の通知はしたが約20件の問い合わせがあった。2019年度も一時休止を継続することとした。

困難を抱えた女性や子どもたちの安全な場所の提供に向けて、当会の特性を生かした女性福祉事業のあり方を、今後も検討していく。

<宿泊所 緊急一時シェルター「女性の家HELP」>

*所在地：非公表

定員12名（女性）

宿泊費（1泊3食付） 大人3,500円 子ども2,500円

個室5 母子室3（同伴男児は原則10歳まで）

滞在期間は原則として2週間まで

・運営実績

2018年度の利用者数は合計46名、うち外国籍女性9名（同伴児7名）、日本国籍女性26名（同伴児4名）であった。

入所理由の主なものは、外国籍—DV（80%）、居所無し（20%）。

日本国籍— 居所無し（59.4%）、DV（21.9%）、家族からの暴力（9.4%）、妊娠（3.1%）、そのほか（6.2%）であった。

原則として、関係行政機関ならびに団体からの依頼を受けての入所であった。

<宿泊所 中・長期シェルター「矯風会ステップハウス」> 2018年度一時休止

*所在地：非公表

定員18名（単身女性） 全個室・自炊 洗面・トイレ・シャワー・台所、談話室は共用。

滞在期間：原則として6か月 月額利用料：69,800円 光熱水費別途

現在、建物維持管理のためのメンテナンスを行っている

<補助金・助成金等>

下記の補助金を得て、支援プログラムを多様なものとすることができた。

【表2】 2018 年度受け取り補助金 一覧表 (単位：円)

補助金の名称	交付者	金額	備考
東京都来日外国人女性緊急保護事業に伴う補助金	東京都	7,200,000	HELP 外国籍女性・母子
合計		7,200,000	

* (公財) 昭和池田記念財団からの 50,000 円は次年度に繰り越す。

1 多言語の電話相談の継続 (女性の家HELP)

月～金曜日、10:00～17:00 実施。日本語、タガログ語、英語を中心に、624件(外国籍107件15か国、国籍不明12件)の多様な内容の相談に対応した。

2 心の回復サポートプログラムの継続

日本語支援 外国籍利用者のための施設内個人指導3名。施設外講座出席1名。
心の回復プログラム

心と体のリラックスを目的とし、外国籍母子を対象に水族館、動物園訪問を実施したり、月に3回ミュージックセラピープログラムを実施し、有志が参加した。

3 退所者支援プログラムの実施

クリスマス会等、退所者と子どもへのサポートプログラムを行った。

4 DV、人身売買、移住労働者等の課題に関わる内外関係機関との連携

全国シェルターネット、移住労働者と連帯する全国ネットワーク等関連団体との連携、人身取引事犯に係るコンタクトポイント会議出席(7月)、JNATIP(人身売買禁止ネットワーク)の一員としての政府との意見交換会出席(10月)やシンポジウム主催及びシンポジストとしての登壇など、関連機関と外国籍女性への支援について情報交換や連携強化に努めた。

5 スタッフ研修

下記研修等にスタッフが参加した。

- ・東京都女性相談センター主催の現任者研修(4/13、4/25)
- ・東京弁護士会主催「女性支援ネットワーク会議」(11/12、2019.2/25)
- ・第21回 全国シェルターシンポジウム。11/3(土)～11/4(日) 於:札幌
大会テーマ:「官民の境を超え、地域を超え、国境を超える、女たちのネットワーク #Me Too, #We Too, #With You～」
- ・「DV被害支援などを行う民間団体のためのパワーアップ講座」ウィメンズプラザ主催研修会(2019.3/11)
- ・NPO女性の安全と健康のための支援教育センター主催
DV・性暴力被害にかかわる支援者のための研修講座2018 全5回受講。
- ・AED使用方法等防災訓練 2回実施
- ・近隣の関連施設防災訓練に参加

6 地域福祉バザーの開催

バザーを開催（2018.10/12）。寄贈された中古衣類や雑貨等を販売し、事業資金とした。協力関係にある福祉施設に出店の機会を提供した。

7 その他

○施設整備

空調設備取替、AED 設置

○啓発活動

広報 ネットワークニュース発行（日本語版2 回、英語版1 回）

活動説明会（毎月1 回）

講師派遣（国内）

HELP研修会及び施設見学会

対象：東京都内の福祉事務所ケースワーカー・婦人相談員等

第1回 11月21日（水）15：00～17：00

テーマ：「利用者のニーズに応じたシェルターの選び方」 担当：湯浅

参加人数：11名

第2回 2019年1月23日（水）15：00～17：00

テーマ「外国籍支援の為の社会資源」 担当：坂間 参加人数：30名

○地域貢献活動

NPO と協同し「きょうふう会洋服ポスト」として古着回収を継続。2018 年度約5. 1 tを回収。

収益事業（財産運用・不動産賃貸事業）

当会の公益事業を実施していく上で、収益事業収入は欠かせないものである。当会の基本財産である土地・建物の一部を活用して、不動産賃貸及び駐車場運営を行い、その収益から費用を引いた残りのうち、50%を公益事業の収入源とした。また残額は法人会計をまかなうためにも有効に用いられた。

貴重な収入源である不動産等の維持管理には、細心の注意と専門知識が不可欠である。固定資産税・事業税のほか、老朽化に伴う建物の修繕・日常管理(保守点検・清掃)等の諸経費負担が年々増えている現状で、本来の目的である公益事業の妨げとならないように、常に事業のあり方を検討しなければならない。収益の多い事業形態を目指してコンサルタントに委嘱する方針であるが、顧問契約するには至っていない。

土地問題の裁判対応では、顧問弁護士に委任している。

下記の事業を行った。

1) 土地賃貸

当会の敷地北端307坪を、財団法人スポーツ会館に貸していたが、契約違反事項が多々あり、2013年に契約解除通知を出した。それに関連して建物の登記上の所有者（当会に無断で転売された）から提訴された裁判は、2017年6月の最高裁にて当会の全面的勝訴が確定した。判決内容の一部として、占有者または建物所有者は、土地使用の代償である「賃料相当損害金」を支払うことになっているにも関わらず、定期的な納入が無かった。先方の預金差押え等を行い、2018年度予算額の「損害金」を回収した。

2) 建物賃貸

公益財団法人東京交響楽団と、矯風会館ホール・事務所・倉庫を貸す建物賃貸借契約を締結している。賃料は順調に入金された。2019年4月1日が5年ごとの契約更新日にあたり、老朽化している現状で将来の改修を考えて新契約への切り替えを要望したが、法定更新となった。

東京交響楽団クラシックスペース100にて開催されている震災被災者支援のチャリティコンサート(2018年度4回開催)に、会場設営・広報等で協力した。

3) 駐車場運営

月極め駐車場50台のスペースがある。個人での乗用車保有率が下がり、駐車場の需要が減少傾向ではあるが、2018年度は約90%の利用率で、8割が商用の大型・中型車である。

契約事項を守らない顧客が増え、敷地内の安全走行啓発や身元確認に留意している。

法人運営に関する事項

○役員 2019年3月31日現在の役員

理事8名(2018年6月22日選任) 監事2名(2018年6月22日選任)
代表理事 理事長 飯田瑞穂(常勤) 副理事長・会計理事 鏡清美(常勤)
業務執行理事 記録・施設担当理事 島田百合子(常勤)
会務理事 松井弘子(常勤) 女性福祉施設長を兼任
理事(非常勤) 鷺見八重子 高橋美佐子 田中暁美 山崎喜美子
監事(非常勤) 堤恵子 的川美砂子(税理士)

○評議員 2019年3月31日現在の評議員 (2016年6月17日選任 2018年6月22日1名退任) 8名

池端志津子 栗木純子 櫻井克子 柴川久仁子 下里綾子 高橋淳子
寺岡シホ子 村上弘子

○理事会 2018年度5回開催。(2018.6/1、6/22、7/10、11/5、2019.3/12)

事業報告及び決算の承認、次年度事業計画及び予算の承認等、所定の議案審議を行なった。その他、財産管理に関する事項、女性福祉事業の運営・人事変更、財政面の将来展望等についても審議した。

また、毎月1回、代表理事及び業務執行理事による常任理事会を開催し、日常業務の処理を行った。(2018.4/10、5/8、6/12、7/5、9/11、10/17、11/13、2019.1/21、2/12、3/19)

6月22日に選任された新理事・監事、新たな理事長、業務執行理事体制を強化するため、(公財)公益法人協会の元専務理事金沢俊弘氏を講師として、公益法人運営について学んだ。

○評議員会 2018年度定時及び臨時の2回開催。(2018.6/22、2019.3/13)

事業報告と決算の承認、理事・監事選任、次年度事業計画と予算の報告等。

○業務改善 就業規則改正作業中。社会保険労務士と顧問契約を締結した。

○行政庁との関係

2012年4月の公益移行後、内閣府公益認定等委員会事務局による第2回目の立ち入り検査が2019年1月10日に実施された(概ね3年に1度、前回は2015年11月9日)。事業実施状況と経理面のヒヤリング、施設見学、通帳・印鑑の管理状況の確認など。書面による指摘事項はなかった。主務官庁時代の実地検査とは異なり、「法人自治」が尊重されるとのことで、事務面の細かい指摘事項は少なく、理事・監事が定款に基づいて法人運営を行っていることの確認に重きが置かれていた。

[事業報告の附属明細書]

2018(平成30)年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、作成しない。 以上

2019(平成31・令和1)年6月 公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会